日薬業発第281号 令和7年10月28日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会会長 岩月 進(会長印省略)

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、令和7年9月18日付け日薬業発第232号でお知らせしたとおりですが、その際、販売する薬局等並びに薬剤師に求められる事項のうち「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」に関しては別途通知するとされておりました。

今般、その詳細について示されましたのでお知らせいたします(別添1)。

本通知においては、薬局等が所在する地域の都道府県医師会と都道府県薬剤師会 との間で予め合意されている場合においては、都道府県薬剤師会でとりまとめる「緊 急避妊薬販売薬局等名簿」と、都道府県医師会でとりまとめられる「連携医療機関 名簿」の相互の共有をもって、連携体制とできることが示されました。

都道府県薬剤師会におかれましては、名簿の共有による連携体制の構築について、 都道府県医師会のご協力をいただけるようご相談をいただき、都道府県単位での連 携体制の構築に取り組まれるようお願いいたします。なお、その際の留意事項等に ついては、別添2のとおりです。

連携体制の構築に関しては、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から公益社団 法人日本医師会、公益社団法人日本産婦人科医会にも協力依頼がされておりますこ とを申し添えます。

また、需要者を適切に近隣の産婦人科医等につなげる観点から、薬局と産婦人科 医等との間で、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について定期的 に意見交換の場を設けることが示されております。連携体制が構築された後におい ても、都道府県医師会と都道府県薬剤師会の間で意見交換の場を設け、医師と薬剤 師の連携、関係支援機関と連携した対応等がよりよいものとなるよう、継続的な取 り組みをお願い申し上げます。

<別添>

- 1. 緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について(令和7年10月28日. 厚生労働省医薬局総務課・同審査管理課事務連絡)※医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号
- 2. 緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に伴う薬剤師及び産婦人科医の連携体制の構築について(協力依頼)(令和7年10月15日.医薬薬審発1015第1号)

事 務 連 絡 令和7年10月28日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛てに通知しましたので、貴会会員に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(別記)

公益社団法人日本薬剤師会

- 一般社団法人日本保険薬局協会
- 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本産婦人科医会

医薬総発 1028 第 1 号 医薬薬審発 1028 第 1 号 令和 7 年 10 月 28 日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

> 厚生労働省医薬局総務課長 (公印省略) 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長 (公印省略)

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」(令和7年9月18日付け医薬総発0918第2号/医薬薬審発0918第3号。以下、「調剤・販売通知」という。)により、各都道府県等衛生主管部(局)長宛てお知らせしたところです。

調剤・販売通知3.(1)③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については別途通知することとしていたところ、今般、下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管下の薬局・店舗販売業の店舗、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会にも通知していることを申し添えます。

記

1. 調剤・販売通知3. (1) ③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」については、所在する地域の都道府県薬剤師会と都道府県医師会

との間で予め合意されている場合においては、所在する都道府県薬剤師会で管理し、都道府県医師会へ共有される「緊急避妊薬販売薬局等名簿」に掲載されていることをもって、連携体制とすることができることとする。この際、都道府県薬剤師会は、薬局の管理者(店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者)からの要請により「緊急避妊薬販売薬局等名簿」へ当該薬局・店舗販売業の店舗を掲載した場合には、その旨を薬局・店舗販売業の店舗に通知すること。併せて、都道府県薬剤師会は、都道府県医師会に「緊急避妊薬販売薬局等名簿」を提供するとともに、都道府県医師会から「連携医療機関名簿」の提供を受け、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」に掲載されている薬局・店舗販売業の店舗へ共有すること。薬局・店舗販売業の店舗は、都道府県薬剤師会からの掲載完了通知・連携医療機関名簿の共有をもって、連携体制とすること。なお、名簿の作成・共有が困難な場合等においては、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携することでも差し支えない。

- 2. 「緊急避妊薬販売薬局等名簿」は薬局・店舗販売業の店舗単位で管理する こととするが、既に掲載されている薬局・店舗販売業の店舗において販売す る薬剤師に変更があった場合には、薬局・店舗販売業の店舗から所在する都 道府県薬剤師会に対し、名簿更新要請を行うこと。
- 3.1.において、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人 科医が所属する個々の医療機関と連携を構築する場合にあっては、連携構築 に係る文書(参考様式別添)を取り交わし、販売しようとする薬局・店舗販 売業の店舗及び連携医療機関において適切に保管すること。
- 4. 需要者を適切に近隣の産婦人科医等につなげる観点から、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗は、定期的に、1. で連携している産婦人科医等との間で、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について、意見交換の場を設けることが望ましいこと。なお、名簿共有により連携体制を構築している場合にあっては、都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で、当該意見交換の場を設けることをもって代えることでも差し支えないこと。

緊急避妊薬販売に係る連携体制について

「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」(令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号)に基づく要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売に係る連携体制の構築について、下記の薬局・店舗販売業の店舗と医療機関の間で確認する。

令和○年○月○日

<薬局・店舗販売業の店舗及び薬剤師名> A薬局(B薬剤師(研修修了証発行番号)、C薬剤師(研修修了証発行番号))

<医療機関及び産婦人科医名> D病院(E産婦人科医)

※ 本文書は薬局・店舗販売業の店舗及び医療機関において適切に保管すること。